

SRD グループ贈収賄等腐敗行為防止指針

コンプライアンス・リスク管理委員会 委員長 田澤 博実

2019年03月14日

1. はじめに

SRD グループは、国内外問わず、公務員ならびにそれらに準ずる者、及び仕入先、得意先に対して、当該国の贈収賄罪に該当するような贈収賄行為、あるいは不正な金銭、サービス、贈答、接待その他の利益の供与（以下、これらの行為を総称して「贈収賄等腐敗行為」という。）を一切行わないことを宣言いたします。

もし SRD グループの役職員が、贈収賄等腐敗行為の要求を受けたとしても、役職員はこれを拒絶するとともに、必要に応じて当該国の警察・検察当局に通報いたします。

2. 贈収賄等腐敗行為防止体制

①契約書への贈収賄等腐敗行為禁止条項の挿入

国内外問わず全ての仕入先、得意先様に対して、必要に応じて契約書への贈収賄等腐敗行為禁止条項の導入をお願いすることとしております。

②贈収賄等腐敗行為禁止のための教育研修プログラム

コンプライアンス担当部署が企画・運営するグループ共通のコンプライアンス教育研修プログラムにおいて、役職員が各国の贈収賄関連法令及び当指針を遵守するために必要なトレーニングを設けております。

③贈収賄関連法令及び当指針の遵守状況のモニタリング

コンプライアンス担当部署が、役職員に対してヒヤリング及びアンケート調査を実施し、役職員の贈収賄関連法令及び当指針の遵守状況をモニタリングすることとしております。

④内部通報窓口の設置

役職員が贈収賄等腐敗行為をはじめとするコンプライアンス違反を発見した場合の連絡窓口として、内部通報窓口を設置しております。

⑤内部監査

定期的に贈収賄等腐敗行為防止体制に対する内部監査を実施し、体制の適正な維持及び改善に努めます。

以上